改正電子帳簿保存法 対策講習会～帳簿や請求書等の保存方法が変わりました～

2022年1月に「改正電子帳簿保存法」が施行され、電子取引のデータ保存義務化など、電子帳簿を使用していない事業者する必要があります。本講習会ではポイントを押さえ解説しますので是非WEB配信をご視聴ください。

講師：税理士法人りたっくす　代表社員 税理士　久乗 哲 氏

内容：・電子帳簿保存法の概要　・改正のポイント　・実務に及ぼす影響 など

配信期間：2022年8月2日(火)～8月31日(水)

　　　　　※視聴ご希望の方は本所HPよりお申し込みください。視聴用のURLをお送りします。

参加費：無料

問合先：中小企業支援部　ビジネスサポートデスク　☎075-341-9790

HP：<https://www.kyo.or.jp/kyoto/ac/event_117870.html>

ひと言

…電子帳簿保存法未対応の場合、青色申告の取消しなど罰則を受ける可能性があります。

　1歩ずつ準備を進めていきましょう！